

# 株式会社 岩多屋

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年8月10日～令和7年3月31日

2. 当社の課題

課題1 女性社員比率に比べて女性の管理職比率が低い。

管理職になりたがる女性が少ない。

課題2 男性社員に比べ、女性の10年以内の離職率が高い。

3. 目標と取り組み内容

- ・管理職に占める女性割合を20%以上にする
- ・管理職を目指す女性社員の育成を進める

〈実施時期・取り組み内容〉

- 令和3年9月～ 女性のキャリアアップを進めるために非正社員から正社員への転換を進める。
- 令和3年9月～ 管理職候補となる部下がいる上司は該当社員の育成計画を作成、社員及び人事と共有する。
- 令和4年5月～ 管理職候補となる男女社員に対して、キャリア形成や動機付けの為のセミナーを実施、管理職育成をすすめる。

- ・女性が働きやすいような環境整備を行う

〈環境整備に向けての取り組み内容〉

- 令和3年9月～ 現在工場で働いている女性にヒアリングを実施  
工場設備の改修案検討
- 令和4年5月～ 工場設備改修見積（トイレ・更衣室・休憩室等）
- 令和5年5月～ 他営業所改修見積（トイレ・更衣室・休息室等）

〈職業生活と家庭環境の両立に向けての取組内容〉

- 令和3年9月～ 介護休業制度の周知に向けて社内掲示物の作成と掲示

〈働き方改革に向けた取組内容〉

- 業務内容・体制の見直しにより働き方を見直す 検討会実施（年2回）